

2020年4月8日

各位

光製薬株式会社

緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について

2020年4月7日、政府より緊急事態宣言が発令されました。対象となった地域は東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7つの自治体で、各首長の判断により各種規制が強化されます。また、対象期間につきましては2020年5月6日までとなっております。緊急事態宣言発令により業種によりましては、行政の指示により営業停止、操業時間の短縮などの措置をとっている場合もございますが、光製薬は医療用医薬品を安定供給する為、通常の操業を継続致します。

光製薬では3月より本社営業部で全MRの在宅勤務を実施しており、本社内勤者につきましても時差出勤並びに在宅勤務を実施しております。また、製造部門でも工場の生産ライン従事者を除き時差出勤を実施しました。さらに、会社として現在公共交通機関を利用し通勤をしている従業員に対し、マイカー通勤を許可、あるいは在宅勤務を推進します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、下記の事項を引き続き周知徹底くださるよう宜しくお願い致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染対策を徹底すること。
- ② 社内でのマスク着用及び咳エチケットの実施。
- ③ 不要な外出を避けること（私的行事含む）。
- ④ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加、及び行事の開催を見合わせる（私的行事含む）。
【講習会、研修会、展示会、社内外の会議、イベント、慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会】
- ⑤ 本人及び同居家族に発熱や咳などの新型コロナウイルスに該当する自覚症状が出た場合、会社を休むこと。

- ⑥ 外出時及び通勤時に公共交通機関を利用する際には、不特定多数の接触する箇所に可能な限り触れないようにすること。
(手袋の着用、消毒の実施などを心がける)
- ⑦ 営業活動において、取引先よりなんらかの自粛規制がある場合はそれに従うこと。
- ⑧ 打ち合わせ、来客対応の際には空調・換気を利かせ、短時間で終了するよう心掛けること。
- ⑨ 感染が拡大している地域から他の地域への移動の自粛。

なお、①、②、③、④、⑥、⑨に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

以上